

海洋分野における研究協力に関する協定に基づく
海洋無人機システムにかかる研究協力についての附属書

防衛装備庁艦艇装備研究所（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「乙」という。）は、令和6年3月26日付け「海洋分野における研究協力に関する協定」の規定に従って、次の各条により研究協力附属書（以下「本附属書」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本附属書における用語の意義は、令和6年3月26日付け「海洋分野における研究協力に関する協定」に定めるところによる。

（研究協力の目的及び内容）

第2条 甲及び乙は、次の研究協力（以下「本研究協力」という。）を実施する。

研究協力の目的

海洋無人機システムにかかる技術情報を交換し、各々の研究の資とする。

研究協力の内容

- （1） 海洋無人機システムのモジュール化、自律化、信頼性及び海洋環境試験評価技術等について意見交換を実施する。
- （2） 甲及び乙が主催する海洋無人機システムに関する会議へ研究担当者が相互に参加する。
- （3） 上記にかかる分野の共同プロジェクト案件を模索する。
- （4） AUV（UUV）の共通規格、共有技術について意見交換を実施する。

（実施場所）

第3条 本研究協力の実施場所は、次のとおりとする。

甲 東京都目黒区中目黒2丁目2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所

東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1

防衛装備庁

乙 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

国立研究開発法人海洋研究開発機構 横須賀本部

2 本研究協力の実施に関して、前項に掲げる場所以外で実施する必要がある場合には、甲及び乙が協議の上、別に定めることができるものとする。

（実施期間）

第4条 本研究協力の実施期間は、本附属書締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、甲及び乙が別途協議して合意の上、この期間を更新することができるものとする。

（研究担当者）

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表に掲げる者を研究担当者として本研究協力に参加させる。

2 甲及び乙は、前項に規定する研究担当者のうち、各1名以上を研究代表者として指名する。

3 甲及び乙は、自己に所属する者を新たに研究担当者として参加させようとする場合は、あらかじめ他の当事者に書面により同意を得るものとする。その他、研究担当者に変動があったときは、速やかに他の当事者に書面により通知する。

（技術情報等の提供）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める本研究協力の実施に必要な技術情報・知見、資料及び研究試料を他の当事者に提供または開示するものとする。ただし、第三者との取り決めによって秘密保持義務を負っているもの及び国家安全保障上の観点から注意を要するものについてはこの限りではない。

2 あらかじめ返還を条件に提供された資料及び研究試料は、本研究協力終了後速やかに提供者に返還するものとする。

(技術連絡会の設置)

第7条 甲及び乙は、本研究協力の円滑な推進を図るため、技術連絡会を設置するものとする。

(1) 技術連絡会の構成

甲及び乙は、それぞれ議長を置き、それぞれの議長は共同で技術連絡会の議事運営に当たる。議長は議長の代理を指名することができる。

甲 議長 防衛装備庁 艦艇装備研究所長
防衛装備庁 長官官房装備官(海上担当)

構成員 第5条第1項で定める研究担当者及び議長が指名する者

乙 議長 国立研究開発法人海洋研究開発機構 技術開発部長

構成員 第5条第1項で定める研究担当者及び議長が指名する者

(2) 議長が指名する技術連絡会の構成員

議長は、第5条第1項で定める研究担当者以外の者を技術連絡会の構成員とする場合、事前に他の当事者の議長の同意を得ることとする。

(3) 技術連絡会の役割

ア 本研究協力に関する進捗状況の把握

イ 本研究協力に関する情報交換

ウ 本附属書の変更・解除に関する協議

エ 研究協力案件の発掘

オ 研究協力案件に関する情報交換

(4) 議長の役割

議長は、技術連絡会の実施に係る細部事項を定めることができる。

(作業部会の設置)

第8条 甲及び乙は、技術連絡会の下に次の作業部会を設置し、本研究協力の推進に関することを取り決め、並びにその実施によって得られた技術情報及び知見、又は自己の保有する技術情報及び知見(以下「技術情報等」という。)を必要な範囲で相互に交換する。ただし、第三者との取り決めによって秘密保持義務を負っているもの及び国家安全保障上の観点から注意を要するものについてはこの限りではない。

(1) 作業部会の構成

甲 幹事 第5条第2項で定める研究代表者

構成員 第5条第1項で定める研究担当者及び幹事が指名する者

乙 幹事 第5条第2項で定める研究代表者

構成員 第5条第1項で定める研究担当者及び幹事が指名する者

(2) 幹事が指名する作業部会の構成員

幹事は、第5条第1項で定める研究担当者以外の者を作業部会の構成員とする場合、事前に他の当事者の幹事の同意を得ることとする。

(3) 作業部会の役割

- ア 本研究協力に関する進捗の管理
- イ 本研究協力に関する情報交換
- (4) 幹事の役割
 - ア 幹事は、作業部会の実施に係る細部事項を定めることができる。
 - イ 技術連絡会への本研究協力の進捗状況の報告

(契約の締結)

第9条 本附属書で規定する研究の内容に関して、その実施に際して直接的な経費が発生する場合には、別途、契約を締結して、実施するものとする。

(有効期間)

第10条 本附属書の有効期間は、第4条に定める期間とする。

(附属書の解除)

第11条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、是正されないときは、本附属書を解除することができる。

- (1) 他の当事者が、本附属書の履行に関し、不正または不当な行為をした場合
- (2) 他の当事者が、本附属書内容に違反した場合

2 甲及び乙は、研究協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により本附属書を解除することができる。

(附属書の変更)

第12条 本附属書の内容を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上、変更するものとする。

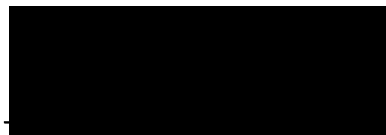
附則

- (1) 令和5年3月31日、「海洋分野における研究協力に関する協定に基づく海洋無人機システムにかかる研究協力についての附属書」(平成31年3月25日に防衛装備庁艦艇装備研究所及び国立研究開発法人海洋研究開発機構海洋工学センターで締結)を改定した。
- (2) 令和6年3月26日、「海洋分野における研究協力に関する協定に基づく海洋無人機システムにかかる研究協力についての附属書」(令和5年3月31日に防衛装備庁及び国立研究開発法人海洋研究開発機構で締結)を改定した。

本附属書を証するため、附属書3通を作成し、甲及び乙で記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日

甲 東京都目黒区中目黒2丁目2-1
防衛装備庁
艦艇装備研究所長



東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1
防衛装備庁
長官官房装備官（海上担当）



乙 神奈川県横浜市金沢区昭和町3-173番25
国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役
海洋科学技術戦略部長



別表 (第5条関係)

	所属部署・職名 (◎は研究代表者)
甲	防衛装備庁 艦艇装備研究所 水中対処技術研究部 水中対処技術研究部長 無人航走体連携研究室 室長 (◎) 〃 主任研究官 〃 室員 岩国海洋環境試験評価サテライト 岩国海洋環境試験評価サテライト長 無人航走体評価研究室 室長 〃 主任研究官 〃 室員 長官官房 装備開発官 (艦船装備担当) 装備開発官 (艦船装備担当) 付 第3開発室 室長 (◎) 〃 主任研究官 〃 室員
乙	国立研究開発法人海洋研究開発機構 技術開発部長 技術開発部 海洋ロボティクス開発実装グループ グループリーダー (◎) グループリーダー代理 技術主任 技術主任 技術副主任 観測技術研究開発グループ グループリーダー 技術副主幹 技術副主任